

FAQ

「委託元との取引に関する調査」に関するよくある質問

Q1 調査の目的は何ですか。

A 中小企業庁は、貴社（者）に業務を委託している取引先（以下「委託元」といいます。）と貴社（者）の取引について、その実態を把握し、下請事業者[※]や中小企業者の保護等に役立たせるため、本調査を実施しています。

※ 下請事業者とは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）第2条、下請中小企業振興法第2条に規定されている事業者を言います。

Q2 当社（者）が調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A 中小企業庁では、毎年、下請代金法第9条第2項の規定に基づき親事業者（委託元）にも調査を行っております。

今回、委託元との取引関係があると思われる事業者を無作為に抽出した結果、貴社（者）に本調査のご協力を依頼することとなりました。

Q3 当社（者）は調査に回答する義務があるのですか。

A 本調査は、委託元との取引において、不当な行為がなされていないか等、取引実態を把握し下請事業者や中小企業者の保護等に役立たせることを目的としております。この点をご理解いただき、是非ともご協力をお願いいたします。

なお、本調査にご協力いただいたことなど本調査に関することについて、委託元に知らせることは一切ありません。また、回答内容については、中小企業庁の施策に関する調査の目的以外に使用することはございません。

Q4 当社（者）は過去にも調査対象に選ばれていますが、今後も選ばれるのですか。

A 上記Q2のとおり、無作為に調査対象を抽出しております。

今後も貴社（者）に本調査へのご協力をお願いすることもあります。その際にも是非ご協力くださいますようお願いいたします。

Q5 はがきの社名や所在地などが当社の社名や所在地などと違っていています。どうすれば良いですか。

A 申し訳ありませんが、正しい社名や所在地等に修正していただいた上で、各設問へのご回答をお願いいたします。

Q6 当社（者）と関係のない会社名などが記載されたはがきが届きましたが、何かの手違いでしょうか。

A お手数をお掛けいたしますが、はがきの表面に印字されている会社名、郵便番号及び住所を下記コールセンターまでお知らせ願います。

【お問い合わせ】

委託元との取引に関する調査事務局 TEL 03-6628-8079

Q7 調査に回答したことや回答内容が委託元に知られることはありませんか。

A 本調査にご協力いただいたこと及び回答の内容については秘密を厳守いたします。本調査にご協力いただいたこと及び回答内容が委託元に知られることはありません。

Q8 当社（者）は、既に解散（又は倒産等）しています。

A 恐縮ですが、はがきを廃棄していただきますようお願いいたします。

Q9 パソコンがありません。

A パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからもご回答いただけます。

Q10 スマホ、タブレットもありませんので、紙での提出を希望します。

A オンラインのみとさせていただいておりますので、来年以降、オンラインで回答できる環境になった場合には、ご協力をお願いいたします。

Q11 回答期限後でも回答できますか。

A 回答期限後は、オンライン調査サイトを閉鎖いたします。閉鎖後は、回答できません。また、回答期限間際は、アクセスが集中するため、回答入力が困難になることも予想されますので、お早めにご回答をお願いいたします。

Q12 はがきが複数枚届きましたが、どういうことですか。

A 貴社（者）と取引実績があると思われる委託元（貴社に発注する事業者）が複数ありますので、それぞれの委託元に関して回答をお願いいたします。ご負担をおかけしますが、委託元ごとに取引内容の回答をお願いいたします。対象となる委託元は、はがきごとに異なっており、各々のはがきに記載されている整理番号を使って調査専用サイトにログインしていただきますと、対象委託元をご確認いただくことができます。

Q13 公正取引委員会からもはがきが届きましたが、どういうことですか。

A 公正取引委員会と中小企業庁は、連携して調査を実施しております。公正取引委員会の調査で対象としている委託元と、中小企業庁で対象としている委託元が異なるために、双方からはがきが届く場合があります。それぞれに回答が必要ですので、ご協力をお願いいたします。

Q14 指定された委託元との取引はない。数年前に取引はなくなりました。

A その委託元との取引に関して回答は不要です。はがきを廃棄していただきますようお願いいたします。

Q15 指定された委託元より、もっと不当な取引を強いる委託元があります。

A こちらから指定した委託元以外の事業者に関する情報については、設問17の自由記載欄に委託元の事業者名、委託元の本社所在地、委託されている取引内容、委託元の資本金、不当な行為の具体的な内容のご記載をお願いいたします。

Q16 当社(者)は、不当な行為を受けていません。

A 最初に回答していただく「事業者情報の確認」画面の中に、「委託元から貴社(者)が不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)を行われたことはありますか?」との設問があります。

この設問に「ない」と回答してください。以降の回答は不要となります。

Q17 回答の途中で中断することはできますか。

A 回答を中断することは可能です。

中断されるまでに回答いただいた内容を保存する場合には、各画面の右下の「一時保存」ボタンをクリックしてください。回答を中断される場合等には、このボタンをクリックして、こまめに保存をお願いいたします。

Q18 設問に回答し、「回答を登録する」ボタンを押しました。これで全ての回答が終わったということでしょうか?

A 「回答を登録する」ボタンを押した状態では、全ての回答は終了していません。「調査回答の提出」ボタンを押すことで全ての回答が終わります。「調査回答の提出」ボタンを押すことができない場合は、Q19をご覧ください。

Q19 回答を終えたのに「調査回答の提出」が行えません。

A お手数ですが、回答を終了されましたら「回答内容の保存」をクリックしてください。「調査回答の提出」をクリックして、調査回答は完了となります。何らかの理由(システム環境など)により、「回答内容の保存」(PDFファイル出力)が実行できない場合は、「PDFファイルを出力せずに調査回答を提出する」にチェックしてください。

これで「調査回答の提出」が行える状態になります。

Q20 「回答内容の保存」（PDFファイル出力）は必要ですか。

A 貴社（者）にご協力いただいた調査回答の内容について、後日、中小企業庁から問合せをさせていただきます場合がございます。

その際に、回答内容をご確認いただくために回答内容のPDFファイルを保存願います。

Q21 提出した回答内容を訂正したいのですが。

A 調査専用サイトにログインしていただき、調査回答メインページの「調査回答の提出取消」をクリックして必要事項を入力し、回答提出取消依頼を行ってください。提出取消処理が完了したら「回答提出取消処理が完了しました。」という通知メールが届きますので、その後再度ログインしていただき、回答内容の修正等を行ってください。

修正していただきましたら、再度回答内容のPDF出力を行った上で、「調査回答の提出」をクリックして再提出を完了させてください。